

令和7年度版

家庭ごみの出し方

○ごみは夜出さず、収集日の朝8時までに出示してください。(ごみの収集は朝8時から始まります。)

○指定袋は、口をしっかりと結んで出示してください。(ひもやガムテープ等は、使用しないこと。)

※あなたの収集日(曜日)を記入しましょう。

燃えるみ			毎週 曜日
燃えないみ			毎月 曜日
資源ごみ			曜日
収集場所に出せないごみ			収集場所に出せないごみ

令和7年度家庭ごみ収集日程表(2025年4月1日~2026年3月31日) ~旧十和田市地区~

燃えるごみの収集日程

(12月31日~1月4日を除いて、祝日・休日も収集します。)

収集地区名	曜日
稲生町、西一~三番町、西十一~十三番町、西二十一~二十三番町、元町西一~六丁目、元町東一~五丁目、一本木沢一・二丁目、ひがしの一・二丁目、大字三本木字一本木沢・北平・上平・下平(稲生団地を除く)・千歳森・西金崎・本金崎・間遠地・中坂・矢神・佐井幅・沢幅、大字赤沼、大字切田、大字深持、大字洞内、大字大沢田、大字立崎、大字馬洗場、大字八斗沢、大字豊ヶ岡、大字相坂字高清水	毎週月・木
穂並町、西四~六番町、西十四~十六番町、東一~六番町、東十一~十六番町、東二十一~二十四番町、大字三本木字稲吉・牛泊・里ノ沢・下平の一部(稲生団地)・並木西・西小稲・野崎・東小稲、大字藤島、大字伝法寺、大字米田、大字大不動、大字滝沢、大字相坂(字高清水を除く)	毎週火・金

~ごみ処理施設への直接搬入~				
ごみの種類ごとに計量・精算しますので、分別して搬入してください。				
料 金(平成24年4月1日改正)				
家庭ごみ	10kgごとに	20円		
事業系一般ごみ	10kgごとに	100円		
受付時間: 午前8時30分~午後4時30分				
受付日: 祝日・休日を除く毎週月~土曜日				
※12月29日~1月3日は休業日				
日曜日の受付日				
4月6日	8月3日	12月7日		
5月4日	9月7日	1月4日		
6月1日	10月5日	2月1日		
7月6日	11月2日	3月1日		
令和7年度の追加受付日				
12月28日	3月22日			

1月の収集日にご注意ください!

1月の、「燃えないごみ」と「資源ごみ」の収集日程は次のとおりです。

第1の曜日は、5日(月)~ 9日(金)
第2の曜日は、12日(月)~ 16日(金)
第3の曜日は、19日(月)~ 23日(金)
第4の曜日は、26日(月)~ 30日(金)

1月の燃えないごみ・資源ごみカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

燃えないごみの収集日程

※12月26日~1月4日は収集しません。

収集地区名	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東二十一~二十四番町、大字三本木字牛泊・里ノ沢・下平の一部(稲生団地)	第1回目の月	7	5	2	7	4	1	6	3	1	5	2	2
西四~六番町、西十四~十六番町、大字三本木字西小稲・並木西	第2回目の月	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9
元町西一~六丁目、大字三本木字上平・千歳森、大字洞内(ただし、字千刈田・樺沢・樋口・芦沢・樽石・深沢平・上羽立・下羽立・小田・森田野・豊良・五十貫田・希望ヶ丘を除く)	第1回目の火	1	6	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
稲生町、西三番町、西十三番町	第2回目の火	8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10
大字三本木字間遠地・中坂・矢神・沢幅、大字深持、大字洞内の一部(字芦沢・樽石・深沢平・上羽立・下羽立・小田・森田野・豊良・五十貫田・希望ヶ丘)	第3回目の火	15	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17
東三番町、東十三番町、大字三本木字稲吉・野崎	第1回目の水	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
元町東一~五丁目、一本木沢一・二丁目、ひがしの一・二丁目、大字三本木字一本木沢・北平・下平(稲生団地を除く)、大字切田	第2回目の水	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11
穂並町、東四~六番町、東十四~十六番町、大字三本木字東小稲	第1回目の木	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
東一・二番町、東十一・十二番町	第2回目の木	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12
大字米田、大字滝沢、大字大不動、大字伝法寺、大字藤島	第3回目の木	17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
大字相坂(字高清水を除く)	第4回目の木	24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26
西二番町、西十二番町、西二十二番町、大字大沢田、大字立崎、大字馬洗場、大字八斗沢、大字豊ヶ岡、大字洞内の一部(字千刈田・樺沢・樋口)、大字相坂字高清水	第1回目の金	4	2	6	4	1	5	3	7	5	9	6	6
西一番町、西十一番町、西二十一番町	第2回目の金	11	9	13	11	8	12	10	14	12	16	13	13
西二十三番町、大字三本木字西金崎・本金崎・佐井幅、大字赤沼	第3回目の金	18	16	20	18	15	19	17	21	19	23	20	20

資源ごみの収集日程

※12月27日~1月4日は収集しません。

収集地区名	種類	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東一・二番町、大字藤島、大字伝法寺、大字米田、大字大不動、大字滝沢	缶	第1回目の月	7	5	2	7	4	1	6	3	1	5	2	2
	びん・プラスチック	第2回目の月	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9
	紙	第3回目の月	21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16
	プラスチック	第4回目の月	28	26	23	28	25	22	27	24	22	26	23	23
西一・二番町、西十一・十二番町、西二十一・二十二番町、大字大沢田、大字馬洗場、大字立崎、大字八斗沢、大字豊ヶ岡、大字洞内の一部(字千刈田・樺沢・樋口)、大字相坂字高清水	缶	第1回目の火	1	6	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
	びん・プラスチック	第2回目の火	8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10
	紙	第3回目の火	15	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17
	プラスチック	第4回目の火	22	27	24	22	26	23	28	25	23	27	24	24
稲生町、穂並町、東四~六番町、東十一・十二番町、東十四~十六番町、東二十一~二十四番町、西三~六番町、西十三~十六番町、西二十三番町、元町西一~六丁目、大字三本木字東小稲・西小稲・並木西・西金崎・本金崎・矢神・中坂・佐井幅・沢幅・間遠地・上平・千歳森、大字赤沼、大字深持、大字洞内(字千刈田・樺沢・樋口を除く)、大字相坂(字高清水を除く)	缶	第1回目の水	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
	びん・プラスチック	第2回目の水	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11
	紙	第3回目の水	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18
	プラスチック	第4回目の水	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
東三番町、東十三番町、大字三本木字牛泊・稲吉・里ノ沢・野崎・下平の一部(稲生団地)	缶	第1回目の木	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
	びん・プラスチック	第2回目の木	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12
	紙	第3回目の木	17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19
	プラスチック	第4回目の木	24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26
元町東一~五丁目、一本木沢一・二丁目、ひがしの一・二丁目、大字三本木字一本木沢・下平(稲生団地を除く)・北平、大字切田	缶	第1回目の金	4	2	6	4	1	5	3	7	5	9	6	6
	びん・プラスチック	第2回目の金	11	9	13	11	8	12	10	14	12	16	13	13
	紙	第3回目の金	18	16	20	18	15	19	17	21	19	23	20	20
	プラスチック	第4回目の金	25	23	27	25	22	26	24	28	26	30	27	27

ごみが残されていたときは?

- 黄色いシールが貼られていませんか?指定日以外に出している、分別が間違っているなど、収集しない理由をシールでご確認ください。次の指定日に出しなおす際は、袋を替えて出すか、シールを切り取り、切り口をガムテープ等で補修してください。シールが貼られた状態では収集されません。
- 指定日の朝8時以降にごみを出していませんか?収集は朝8時から始まりますので、必ず朝8時までにごみを出してください。なお、収集時刻は天候やごみの量などにより、いつも同じとは限りません。ご理解とご協力をお願いします。

ごみ分類表はこちら



©この印刷物は古紙を配合した再生紙を使用しております。



SUSTAINABLE GOALS

ごみの減量とリサイクルに取り組もう!

©この印刷物は古紙を配合した再生紙を使用しております。

問い合わせ先

十和田市まちづくり支援課 ☎(0176) 51-6726
十和田地域広域事務組合 ☎(0176) 28-2654
(十和田ごみ焼却施設・十和田粗大ごみ処理施設)

家庭ごみは自己搬入することができます。(ごみの種類ごとに料金を徴収いたします。)

詳しい分別方法については、ごみ分類表を参照してください。